

落札者の方へ

落札した工事の契約に際し、次の関係書類を提出して下さい。

建設工事

書 類 名 称	部数	提出期限	提出先	用紙取扱先	摘 要
建設リサイクル法関係書類 (建設リサイクル法該当工事の場合のみ。500万円未満の工事は不要)	1	契約締結前	・工事担当課	小美玉市公式ウェブサイトからダウンロード可。	説明書に別表及び資料を添付し工事担当課に提出する。 備考別表は2部作成し、建設工事請負契約書に綴り込む。 ※別紙「建設リサイクル法に関する契約手続きフロー」により進めること。
建設工事請負契約書	2	落札の日から5営業日以内	・総務課 契約検査係	小美玉市公式ウェブサイトからダウンロード可。	仲裁合意書を作成し契約書に綴り込むこと。 請負代金額500万円以上の工事は契約保証の手続きをとったうえ提出(500万円未満は契約保証金免除)。
現場代理人及び主任・監理技術者等選(改)任通知書	2	契約締結後7日以内	・総務課 契約検査係 ・担当監督員	小美玉市公式ウェブサイトからダウンロード可。	主任技術者又は監理技術者は、請負代金額が4,000万円(建築一式工事の場合は8,000万円)以上の場合には専任でなければならない。
工程表	1	契約締結後7日以内	・担当監督員	小美玉市公式ウェブサイトからダウンロード可。	
下請負人通知書	1	下請負人契約締結後すみやかに	・担当監督員	小美玉市公式ウェブサイトからダウンロード可。	金額にかかわらずすべての下請負人について提出すること。
建設業退職金共済組合証紙購入状況報告書(掛金収納書)	1	契約締結後30日以内	・担当監督員	建設業協会 (建退共茨城県支部)	請負代金額500万円以上の場合に要。
工事カルテ受領書(CORINS)の写し	1	センター登録後すみやかに	・担当監督員		請負代金額500万円以上の場合に要。
工事前払金請求書(前払金対象工事であって、(中間)前払金請求をする場合) 【中間前払金】 認定請求書 工事履行報告書	1	定めなし(中間前払金にあつては工事の中間段階を経過後)	工事担当課	請求書様式は小美玉市公式ウェブサイトからダウンロード可。	請求書に(中間)前払金保証証書及び保証証書写しを添付し提出すること。 (電子保証の場合は、認証キー(PDF形式)をメール送信すること) 請求金額は請負代金額500万円以上の4割以内(前払金)とし、工事の中間段階に当初請負代金額の20%以内(中間前払金)を加えることが出来る。 ※(中間)前払金額は工事担当課に確認すること。

※契約書及び関係様式は小美玉市公式ウェブサイトの「入札・契約情報」からダウンロードして下さい。

◎問合せ先:総務課契約検査係

0299-48-1111(内線1272)